

9. ルクセンブルク

(1) 国内法と EU 指令の比較、罰則規定、税関での運用状況

① RoHS 対応に対する通関時の確認

環境省の 2008 年度活動報告書⁷によると、空港のカーゴセンターの税関・物品税局から、欧州市場向けの電気・電子製品が法規を遵守していないという通知が何度かあった。特にアジアから送られてきた製品が多かった。摘発の対象となった製品で RoHS 指令に関係するものについては、輸入業者に適合性証明書の提出を求めた。また、適切なマーキングを行うよう指導した。問題の製品は、輸入業者が法に適合する措置を施すまで税関に留め置かれた。

環境省は 2008 年に、国内市場に上市された電気・電子製品の適合性、特に重金属の濃度を計測するため、携帯 XRF を購入している。

(2) WEEE リサイクルシステムの運用状況

① 製造者登録の概要、登録方法、登録先機関

a. 登録先

共同システムを利用する生産者は、ルクセンブルクに存在する唯一の民間コンソーシアム ECOTREL (<http://www.ecotrel.lu/>) に登録する。ECOTREL は、2004 年に 43 の生産者、輸入業者によって設立された非営利団体で、2008 年 12 月 31 日現在で 463 社が加盟している。

b. 登録方法

ECOTREL に加盟するためには、まずルクセンブルク商業連盟 (CLC、<http://www.clc.lu/>) あるいは職人連盟 (FDA、<http://www.fda.lu/>) のメンバーにならなくてはならない。

ECOTREL のホームページから加盟協約⁸をダウンロードし、必要事項を記入し下記の住所に郵送、あるいは FAX、e-mail を利用して送る。

⁷資料：2008 年度の環境省の活動報告書（153～155 ページ）

http://www.gouvernement.lu/publications/informations_gouvernementales/rapports_activite/rapports-activite-2008/09-environnement/rapport-environnement-2008.pdf

⁸加盟協約 <http://quatrei.eu/ecotrel/data/English/enadhesionEcotrel.pdf>

Ecotrel asbl
26, rue Leon Laval
L-3372 Leudlange
FAX: +352 26098-736

共同システムを利用せず、個別の回収プランを作成する場合は、環境省にプランを提出、登録する：

Administration de l'Environnement (環境省)
Division de Dechets (廃棄物部)
16, rue Eugene Ruppert
L-2453 Luxembourg

環境省のホームページから登録できる⁹。ただし、プリントアウトした文書に署名し、定款などの証明書類のコピーを添付して上記のアドレスに郵送しないと、登録は有効とならない。

② 回収の仕組み

- ・ ECOTREL に加盟し、回収業務を委託する。
- ・ ECOTREL のような共同システムに加盟しない場合は、個別の回収プランを作成し、環境省に提出し承認を得る¹⁰。

③ 域内で国境を超える場合の扱い

輸入業者が ECOTREL に加盟して義務を履行する、あるいは独自の廃棄物管理プランを作成し、所轄当局の承認を得て義務を履行する。

④ 民間コンソーシアムの有無と参加方法

有り：ECOTREL (<http://www.ecotrel.lu/>)

製造者登録の項を参照

⁹ http://www.environnement.public.lu/guichet_virtuel/GV_dechets/GV_DEEE/index.html

¹⁰ マニュアル：<http://quatrei.eu/ecotrel/data/English/enmanuelprod.pdf>

⑤ WEEE 回収にかかる消費者のコスト負担

ビジブルフィー（VF）で、消費者が購入時に支払う。

⑥ WEEE 回収率

2008 年度に住民 1 人当たり 8.473 kg（2007 年：8.37 kg、2006 年：8.2 kg）の WEEE を回収。

⑦ WEEE 回収にかかるメーカー負担の試算額

メーカーは、回収、リサイクルの分担金を ECOTREL に会費として納めるが、分担金は、VF として消費者に転嫁されるので、メーカーの回収コストは相殺されゼロとなる。